

ケアハウス運営規程

社会福祉法人晃宝会
ケアハウスあじさい園

第1条（目的）

社会福祉法人晃宝会が設置するケアハウスあじさい園（以下「施設」という。）は、『軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準』に基づき、利用者の生活の安定ならびに生活の充実を図ることを目的とする。

第2条（基本方針）

ケアハウスが居宅であることを踏まえつつ、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、利用者の自主性の尊重を基本として、利用者が明るく、心豊かに生活できるよう、食事の提供、入浴の準備、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病、災害等緊急時の対応等に万全を期することを基本方針とする。

第3条（施設の名称・所在地）

- （1） 名称 ケアハウス あじさい園
- （2） 住所 奈良市茗荷町 808 番地 1

第4条（定員）

当施設の定員は30名とする。

第5条（利用資格）

施設に入居できる者は、次の各号に該当する者とする。

- 1. 年齢は原則として60才以上であること。ただし、夫婦の場合はいずれか一方が60歳以上であれば差し支えない。
- 2. 自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、または高齢の為独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助が受けることが困難な者。
- 3. 伝染病疾患及び精神的疾患等を有せず、かつ問題行動を伴わない者で共同生活に適応できる者。
- 4. 各種介護サービスを利用することにより介助を必要としないで自力で日常生活を送れる者。
- 5. 生活費に充てることができる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が負担できる者。
- 6. 確実な保証能力を有する身元保証人がたてられること。

第6条（職員及び職務）

当施設は、国の定める『軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準』に示された所定の職員を配置し、職員は当施設の設置目的を達成する為必要な職務を行う。

（1）施設長1名

施設長は、施設職員の管理、業務全般にかかる実施状況及びその他の管理を一元的に行う。また、職員に対し必要な指揮命令を行う。

（2）生活相談員1名

生活相談員は、入居者からの相談に応ずるとともに、適切な助言及び必要な支援を行う。

（3）介護員1名

介護員は、入居者に対して必要な生活支援を行う。

（4）栄養士1名

栄養士は、献立の作成、栄養量の計算、調理上の衛生管理を行うとともに、調理員への指導を行う。

（5）事務員1名

事務員は、会計業務及び施設運営に必要な総務業務全般等を行う。

第7条（利用料）

1. 利用者は、利用料として別表に定める月額利用料を翌月分として、毎月25日までに施設の指定する方法で支払うものとする。
2. 利用又は退居にともなって、1か月に満たない期間利用した場合の利用料は、日割り計算によって清算するものとする。
3. 利用料の支払い方法は、現金、口座自動引落とし、振り込みによる支払いのいずれかとし、入居時にその方法を施設と利用者で決定するものとする。
4. 事務費の減額を希望する者は入居時及び翌年度以降1回、利用者自身の収入に関する資料を添付し、施設長に対して申請を行うものとする。

第8条（利用に当たっての留意事項等）

利用者は次に挙げる事項に留意しなければならない。

1. 専用居室内での練炭・火鉢・石油ストーブ、ロウソク、線香、ライター等火気類を使用しないで下さい。
2. 利用者は施設の設備及び備品を利用するにあたっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
3. 利用者は喧嘩、口論または暴行等、他人に迷惑となる行為をしてはならない。
4. 利用者は施設の安全衛生を害する行為をしてはならない。
5. テレビ・ラジオ等音響機器の利用については、他の利用者の迷惑にならないように適度な音量で利用すること。

施設長は、利用者が次の各号に該当する時は、入居を取り消すことができる。

1. 不正の手段により入居し、提出書類で虚偽の事項を申告した時。
2. 利用料等の支払いを怠って、その滞納額が3ヶ月分に達した時。
3. 甲の承諾を得ないで、施設の建物や付帯設備等の造作・模様替えを行い、かつ原状回復を行わない時。
4. 他の入居者の生活の秩序を著しく乱し、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると判断した時。
5. 個別の日常生活援助（調理を除く）が必要となり、介護を要する状態にあるにも関わらず、家族介護等を受けることができない時、又は訪問看護、訪問介護、通所介護等のサービスを利用してもケアハウスでの生活ができないと施設長が判断した時。
6. 金銭管理や各種サービスの利用について判断ができなくなった時。
7. その他、この契約の条項に違反した時。

第9条（相談・助言・入居者サポート）

1. 入所時には、利用者の従来你的生活状況、家庭状況及び心身の健康状態等について把握し、入所後は、利用者の各種相談に応ずるとともに適切な助言等に努める。
2. 常に、市町村、介護保険サービス等の実施者と十分な連携をとり、必要に応じ、その有効な利用について利用者への紹介・手続き等の援助を行う。
3. サービス概要については、別紙「重要事項説明書」に記載の通りとする。

第10条（利用者の活動への協力）

施設は、利用者の生活が健康で明るいものとなるよう必要に応じ、利用者に助言を行うとともに、利用者が、自主的に趣味、教養娯楽、交流行事等を行う場合には、必要に応じ協力する。

第11条（緊急時等における対応）

1. 利用者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができるものとする。
2. 職員は、ナースコール等で入居者から緊急の要請があった時は、速やかに適切な対応を行う。
3. 利用者が予め近親者等緊急連絡先を届け出ている場合は、その緊急連絡先へ速やかに連絡を行う。
4. 利用者に対し施設及び職員の責において、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行うものとする。
5. 職員は利用者又は、他の利用者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に身

体拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記し、利用者又はその家族へ説明し了承を得る。

第 12 条（事故発生時の対応）

入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

2 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

（1）事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する

（2）事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する

（3）事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う

前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

第 13 条（保健衛生）

1. 施設職員は、利用者の定期健康診断を年 1 回以上行い、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮することとする。

2. 利用者は、自身の健康保持に当たり、高齢者特有の疾病防止、感染予防に努めるものとする。

3. 職員は、利用者に対し、随時保健衛生知識の普及、助言を行うものとする。

第 14 条（災害、非常時への対応）

1. 消火設備、非常放送等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けると共に、非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画等をたて、利用者も参加した訓練を年 2 回以上（内 1 回は夜間想定）実施するものとし、利用者が常に防災に心掛けるよう助言するものとする。

2. 利用者は、健康上又は防災等の緊急事態の発生に気付いた時は、ナースコール等最も適切な方法で職員まで事態の発生を知らせるものとする。

第 15 条（業務継続計画の策定等）

1. 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。

3. 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第16条（個人情報の保護）

1. 施設及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守しなければならない。
2. 施設は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じることとする。
3. 施設は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合にはあらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。
4. 施設は、個人情報保護法を則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表することとする。
5. 施設は、個人情報の保護に係る規定を公表することとする。

第17条（虐待防止に向けた体制等）

管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

1. 当事業所では、虐待防止・接遇委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
2. 虐待防止・接遇委員会は、職員への虐待防止及び接遇研修の実施、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止・接遇委員会は、場合により他の委員会と一体的に行う。
3. 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
4. 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに本虐待防止・接遇委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

第18条（身体拘束）

1. 施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
2. 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行う

第 19 条（衛生管理等について）

1. 施設は、入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。
2. 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努める。
3. 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底する。
 - (2) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施する。
 - (4) (1) から (3) までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

第 20 条（協力医療機関等）

1. 施設は、入所者の病状の急変時に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定め、次の各号に掲げる体制を構築する。
 - (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 施設は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護老人福祉施設に係る指定を行った都道府県知事（指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長）に届け出る。
- 3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。

- 4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとします。
- 5 施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び速やかに入所させることができるように努めるものとする。
- 6 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

第 21 条（その他運営に関する留意事項）

1.施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

（１）採用時研修 採用後 3 カ月 （２）継続研修 年 3 回以上

- 2.施設は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、施設の設定及び備品等の衛生的な管理に努め、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。
- 3.従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 4.施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5.サービスに関する入所者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。
- 6.施設は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から 5 年間とする。
- 7.この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人晃宝会と施設管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は平成 30 年 10 月 1 日より施行する。

この規程は令和 2 年 8 月 13 日より施行する。

この規程は令和3年9月1日より施行する。

この規程は令和4年2月14日より施行する。

この規程は令和6年4月1日より施行する。

この規程は令和7年4月1日より施行する。